

#労働契約法無期転換の骨抜きを許すな

Twitter、Facebookは
#河合塾ユニオンで検索

HPは
こちらから



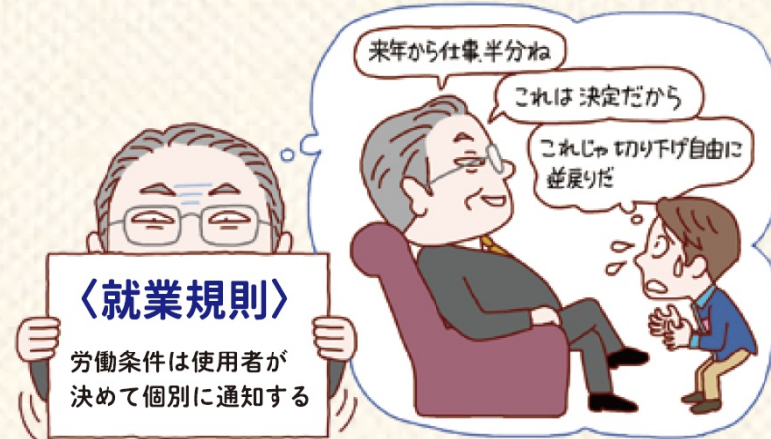
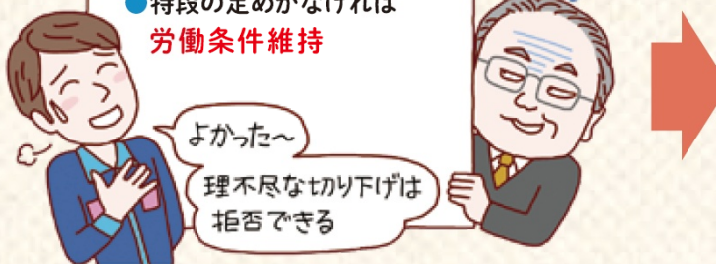
無期転換しても、正社員になれる訳でもない。
時給が上がるわけでもない。
なにひとつ待遇改善を約束してくれる訳ではありません。でも、
一方的な労働条件切り下げを拒否しても、せめて現状は維持される
無期転換はささやかで大切な権利です

以前は



労働契約法改正

- 5年をこえて契約が続いたら雇い続けなさい(無期転換)
- 特段の定めがなければ労働条件維持



無期転換は大切な権利です。

これまで有期雇用労働者は、使用者がどんなに理不尽な労働条件の切り下げを提案しても、拒否すれば次の契約はありませんでした。どんな改悪でも、ゼロよりはまし、と受け入れるほかなかったのです。これではあまりに酷い。無期転換は、労働者が使用者の**一方的な労働条件の切り下げを拒否しても、せめて現状は維持される**、というとても大切な権利なのです。

もし、就業規則に単に「労働条件は使用者が毎年見直し、通知する」とさえ書けば、あとは労働条件の変更結果を**各労働者に個別に通知するだけ**でよい、ということになれば、**どんな一方的な労働条件の切り下げでも可能**になってしまいます。これでは労働者のせめて現状は維持する、という**無期転換はまったくの骨抜き**になってしまいます。だから絶対に許すことはできないのです。

竹中達二氏の場合



河合塾ユニオン委員長、物理科講師の竹中達二さんは、2018年より「無期転換」しましたが、学校法人河合塾は、2年連続で一方的に竹中さんの賃金を引き下げ、2年前の約4分の3にまでしてしまいました。河合塾ユニオンは、激変緩和措置を求め、また、カリキュラム改訂については、具体的な代替案も出して交渉しましたが、法人側はいいえ、何の譲歩もせず、団交では個別の労働条件の切り下げに、本人の同意は不要、とまで述べました。竹中さんは下げられた分の賃金の支払を求めて東京地裁に提訴。また、諸手当・賞与・退職金などで講師間に不合理な差別があるとして、その是正も求めています。

荒井徳充氏の場合

河合塾ユニオンに属する、数学科講師の荒井徳充さんは、2018年より「無期転換」しましたが、学校法人河合塾は、コマ減を強行。雇用保険からも外してしまいました。2年連続で一方的に荒井さんの賃金を下げ、荒井さんの給与は約3分の2にまで引き下げられてしまいました。荒井さんは、このままでは生活できなくなると、大阪地裁に提訴しました。

#自分のためにたたかおう



竹中さんも荒井さんも、自分のためにたたかっています。そして労働組合・河合塾ユニオンは組合員の利益のためにたたかいます。それが結局は他の人のためにもなると考えるからです。「自分はまだまし」「私はいいので、もっと困っている人を」よく聞く言葉です。けれども少なくとも労働問題に関しては、こう言っても「もっと困っている人」は救われません。「まだまし」な人間ががまんすれば、より困っている人は、もっと酷い条件をがまんさせられるだけです。どうか竹中さん、荒井さんにご支援ください。そして、特に有期雇用のみならず、これはみなさん自身のたたかいでもあります。労働条件の勝手な切り下げを許さない、無期転換の権利を守るために、一緒に立ち上がりましょう。

自分のためにたたかおう

#河合塾ユニオンのある河合塾をよろしく



私たちは「河合塾の行為は違法だ」と訴えています。正直に言えば、塾・予備校業界では河合塾は「まだまし」です。その河合塾で「違法行為」がまかり通れば、他の塾・予備校は「河合塾でさえ法を守ってないのだから、自分たちが守る必要はない」と考えるでしょう。そうさせないためには、裁判で勝つとともに、「河合塾は労働組合もあり、まだましだから」という理由で河合塾に生徒が集まる必要があります。他の塾・予備校にも労働組合や労働条件について、真剣に考えさせるために**河合塾ユニオンのある河合塾をよろしく**

「河合塾ユニオンを支援する会」ご協力のお願い
カンパなどは、ゆうちょ銀行の右記の払込口座までお願いします

口座記号番号：00140-6-548898
加入者名：河合塾ユニオン

大阪・荒井さんへの裁判支援カンパ / 【ゆうちょ銀行 店番 448 普通 3926437 アライノリミツ】
東京・竹中さんへの裁判支援カンパ / ろうきん 店番号 288 会員-枝番号 90008-000 口座番号 3802166 竹中達二

「無期転換」骨抜き^①の就業規則を無効とし請求通り荒井さんへの賃金支払を命じる判決を求めます

大阪地方裁判所 第5民事部
裁判長 中山誠一 殿

要請の趣旨

河合塾・近畿地区本部に所属する、数学科講師の荒井さんは、労働契約法に基づき2018年より「無期転換」しました。ところが、学校法人河合塾は、それにも関わらず、2018年改定の「就業規則」をタテにとり、2年連続で一方的に荒井さんの賃金を下げ、荒井さんの給与は約3分の2にまで引き下げられてしまいました。また荒井さんは雇用保険からも除かれてしまいました。

荒井さんはこれを不服として、大阪地方裁判所に賃金未払分の支払を求める訴訟を起こしました。

これはすべての有期雇用労働者の権利に関わる問題です。

これまで有期雇用労働者は、使用者がどんなに理不尽な労働条件の切り下げを提案しても、拒否すれば次期の契約はありませんでした。

無期転換は、労働者が使用者の一方的な労働条件の切り下げを拒否しても、せめて現状は維持される、というささやかで重要な権利です。

もし河合塾のように、就業規則に単に「労働条件は…、塾において毎年見直しを行い」「講師職に通知する」と書きさえすれば、使用者は自由に労働条件を決定できる、各労働者には個別に結果を通知するだけでよい、となれば、どんな一方的な労働条件の切り下げも可能になり、無期転換はまったく骨抜きになってしまいます。

このような就業規則は無効とし、労働者が一方的な労働条件の切り下げから身を守る、ささやかで重要な権利の骨抜きを許さない判決をお願いいたします。

氏 名	住 所

※この署名の個人情報は、裁判所への提出以外には使用しません。

「無期転換」骨抜き^①の就業規則を無効とし請求通り竹中さんへの賃金支払を命じる判決を求めます

東京地方裁判所 民事第11部
裁判長 松浪聖一 殿

要請の趣旨

河合塾・東日本地区本部に所属する、物理科講師の竹中さんは、労働契約法に基づき2018年より「無期転換」しました。ところが、学校法人河合塾は、それにも関わらず、2018年改定の「就業規則」をタテにとり、2年連続で一方的に竹中さんの賃金を下げ、竹中さんの給与は2年前の約4分の3にまで引き下げられてしまいました。

竹中さんはこれを不服として、東京地方裁判所に賃金未払分の支払を求める訴訟を起こしました。また諸手当、賞与、退職金などで講師間に不合理な差別があり、これを是正して支払うことも求めています。

これはすべての有期雇用労働者の権利に関わる問題です。

これまで有期雇用労働者は、使用者がどんなに理不尽な労働条件の切り下げを提案しても、拒否すれば次期の契約はありませんでした。

無期転換は、労働者が使用者の一方的な労働条件の切り下げを拒否しても、せめて現状は維持される、というささやかで重要な権利です。

もし河合塾のように、就業規則に単に「労働条件は…、塾において毎年見直しを行い」「講師職に通知する」と書きさえすれば、使用者は自由に労働条件を決定できる、各労働者には個別に結果を通知するだけでよい、となれば、どんな一方的な労働条件の切り下げも可能になり、無期転換はまったく骨抜きになってしまいます。

このような就業規則は無効とし、労働者が一方的な労働条件の切り下げから身を守る、ささやかで重要な権利の骨抜きを許さない判決をお願いいたします。

氏 名	住 所

※この署名の個人情報は、裁判所への提出以外には使用しません。